

## 警察庁の職員及び地方警務官の災害補償の実施に関する訓令

(昭和30年11月29日警察庁訓令第20号)

改正 昭33.3.31警庁訓9、昭36.4.1警庁訓9、昭42.3.15警庁訓2、昭46.4.30警庁訓10、昭47.8.21警庁訓8、昭48.12.12警庁訓10、昭52.6.18警庁訓8、昭54.4.4警庁8、昭57.1.23警庁訓1、9.29警庁訓11、10.22警庁訓12、昭59.4.11警庁訓5、昭60.4.6警庁訓5、11.30警庁訓12、昭61.4.5警庁訓9、昭62.5.21警庁訓4、平元.5.29警庁訓4、6.23警庁訓7、平2.6.8警庁訓2、平5.3.18警庁訓4、平7.11.8警庁訓9、平8.7.10警庁訓7、平9.4.1警庁訓3、平13.3.30警庁訓11、平15.4.22警庁訓7、平16.4.1警庁訓7、平18.4.26警庁訓6、平19.10.1警庁訓10

(この訓令の目的)

第1条 この訓令は、警察庁の職員及び地方警務官の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償(以下「補償」という。)の実施の手續等に関し、国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号。以下「補償法」という。)並びに人事院規則16-0(職員の災害補償)(以下「規則16-0」という。)、人事院規則16-3(災害を受けた職員の福祉事業)(以下「規則16-3」という。)及び人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)(以下「規則16-4」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施機関の権限の委任)

第2条 警察大学校長、科学警察研究所長、皇宮警察本部長、管区警察局長、東京都警察情報通信部長、北海道警察情報通信部長、警視総監及び道府県警察本部長(以下「管区警察局長等」と総称する。)は、所属職員の補償について規則16-0第6条及び規則16-3第4条に規定する実施機関の権限(人事院が定める権限を除く。)を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる事項については、この限りでない。

- (1) 公務上の災害であるかどうかの認定について人事院の定める認定基準によりがたい場合の認定
- (2) 通勤による災害であるかどうかの認定について人事院の定める認定基準によりがたい場合の認定
- (3) 規則16-4第21条の規定によるリハビリテーションの申請に対する承認  
(補償事務主任者の指定)

第2条の2 規則16-0第8条第1項に規定する補償事務主任者は、別表に掲げる官職にある職員とする。

(公務上の災害又は通勤による災害発生報告)

第3条 規則16 - 0第20条に規定する公務上の災害の発生報告は別記様式第1号により、通勤による災害の発生報告は別記様式第1号の2により補償事務主任者が警察庁長官（以下「長官」という。）又は管区警察局長等に提出するものとする。

（通勤による災害に係る申出）

第3条の2 規則16 - 0第21条に規定する通勤による災害に係る申出は、別記様式第1号の3の書面によるものとする。

（公務外又は通勤外認定の通知書）

第3条の3 規則16 - 0第23条第2項の規定により通知する場合の通知書の様式は、公務上のものでないと認定したときは別記様式第1号の4のとおりとし、通勤によるものでないと認定したときは別記様式第1号の5のとおりとする。

（補償の決定の通知書）

第4条 規則16 - 4第2条第1項、第6条第1項、第11条の4、第13条、第20条の3又は第20条の5第2項の規定により補償の決定の通知をする場合の通知書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

（傷病補償年金に関する通知）

第4条の2 規則16 - 4第4条の規定により通知する場合の通知書の様式は、傷病補償年金の受給要件に該当すると認めるときは別記様式第2号の2のとおりとし、傷病補償年金の受給要件に該当しなくなつたと認めるときは別記様式第2号の3のとおりとする。

（傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の変更決定の通知書）

第5条 規則16 - 4第11条第2項、第11条の4又は第17条の規定により傷病補償年金、障害補償又は遺族補償年金の変更決定の通知をする場合の通知書の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

（年金証書の再交付の請求書）

第6条 規則16 - 4第8条第1項に規定する年金証書の再交付の請求書の様式は、別記様式第4号のとおりとする。

（障害補償年金等の支給停止終了の通知書）

第7条 規則16 - 4第20条の4の規定により障害補償年金又は遺族補償年金の支給停止の終了を通知する場合の通知書の様式は、別記様式第5号のとおりとする。

（福祉事業の申請等）

第8条 規則16 - 4第21条第1項に規定するリハビリテーションの申請書は、管区警察局長等を経由して長官に提出しなければならない。この場合において、管区警察局長等は、当該申請書にリハビリテーションを行うことについての意

見を添えなければならない。

2 長官は、前項に規定する申請を承認した場合には、別記様式第6号の書面により、承認しなかつた場合にはその理由を附した書面により、管区警察局長等を経由して職員に通知するものとする。

第9条 長官又は管区警察局長等は、規則16 - 4第21条の規定による外科後処置、補装具、アフターケア又はホームヘルプサービスの申請を承認した場合には別記様式第6号の書面により、承認しなかつた場合にはその理由を付した書面により、職員に通知するものとする。

第9条の2 規則16 - 4第22条の3、第22条の4第3項、第22条の6第2項、第22条の9第2項、第23条、第23条の2第2項、第23条の3、第24条の2第2項及び第26条第2項の規定により通知する場合においては、次の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる事項については、それぞれ当該右欄に掲げる別記様式によるものとする。

規則16 - 4第22条の3又は第22条の4第3項	外科後処置、リハビリテーション、アフターケア若しくはホームヘルプサービスの費用又は旅行費の支払金額の決定通知	別記様式第6号の2
規則16 - 4第22条の6第2項又は第24条の2第2項	休業援護金、傷病特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、障害特別援護金、遺族特別援護金、一時金たる障害特別給付金、一時金たる遺族特別給付金、障害差額特別給付金又は長期家族介護者援護金の支払金額の決定通知	別記様式第6号の3
規則16 - 4第22条の9第2項	奨学援護金又は就労保育援護金の支給決定通知	別記様式第6号の4
規則16 - 4第23条	奨学援護金又は就労保育援護金の改定通知	別記様式第6号の5
規則16 - 4第23条の2第2項	傷病特別給付金、年金たる障害特別給付金又は年金たる遺族特別給付金の支給決定通	別記様式第6号の6

	知	
規則16 - 4 第23条の3	傷病特別給付金、年金たる障害特別給付金又は年金たる遺族特別給付金の改定通知	別記様式第6号の7
規則16 - 4 第26条第2項	外科後処置、リハビリテーション、アフターケア若しくはホームヘルプサービスの費用、休業援護金、奨学援護金、就労保育援護金、傷病特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、障害特別援護金、遺族特別援護金、傷病特別給付金、障害特別給付金、遺族特別給付金、障害差額特別給付金、長期家族介護者援護金又は旅行費の支払金額の決定通知	別記様式第6号の8

(第三者からの損害賠償を受けた場合の届出)

第10条 規則16 - 4 第27条の規定による第三者から損害賠償を受けた場合の届出は、別記様式第7号の書面によるものとする。

(金融機関の届出等)

第10条の2 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金を金融機関で受け取することを希望する者は、別記様式第8号の書面により長官又は管区警察局長等に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者が、届出に係る金融機関を変更する場合には、すみやかに別記様式第8号の2の書面により長官又は管区警察局長等に届け出なければならない。

(人事院への報告)

第11条 管区警察局長等が、規則16 - 4 第30条の規定により人事院に報告する場合には、長官を経由して行わなければならない。

【別記様式 略】

附 則

この訓令は、昭和30年11月29日から施行する。

附 則 [ 昭48.12.12警庁訓10 ]

- 1 この訓令は、昭和48年12月12日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の警察庁の職員および地方警務官の災害補償の実施に関する訓令第2条（警察大学校長及び科学警察研究所長に委任した権限部分を除く。）、第3条から第11条までの規定は、昭和48年12月1日以降発生又は補償事由等の生じた補償について適用する。
- 3 昭和48年12月1日以降の補償に関する実施手続等でこの訓令の規定に相当するものは、この訓令の相当規定に基づいて行われたものとみなすものとする。

附 則 [ 昭60.11.30警庁訓12 ]

この訓令は、昭和60年11月30日から施行する。

附 則 [ 昭61.4.5警庁訓9 ]

この訓令は、昭和61年4月5日から施行する。

附 則 [ 昭62.5.21警庁訓4 ]

この訓令は、昭和62年5月21日から施行する。

附 則 [ 平元.5.29警庁訓4 ]

この訓令は、平成元年5月29日から施行する。

附 則 [ 平元.6.23警庁訓7 ]

この訓令は、平成元年7月3日から施行する。

附 則 [ 平2.6.8警庁訓2 ]

この訓令は、平成2年6月8日から施行する。

附 則 [ 平5.3.18警庁訓4 ]

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 [ 平7.11.8警庁訓9 ]

この訓令は、平成7年11月8日から施行する。

附 則 [ 平8.7.10警庁訓7 ]

- 1 この訓令は、平成8年7月10日から施行する。
- 2 人事院規則16 - 4（補償及び福祉事業の実施）の一部を改正する人事院規則（人事院規則16 - 4 - 14）附則第2項の規定により支給される介護料については、改正前の警察庁の職員及び地方警務官の災害補償の実施に関する訓令の規定は、なおその効力を有する。この場合において、第9条の2中「第22条の9第3項」とあるのは、「人事院規則16 - 4（補償及び福祉事業の実施）の一部を改正する人事院規則（人事院規則16 - 4 - 14）附則第2項」とする。

附 則 [ 平9.4.1警庁訓3 ]

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 [ 平13.3.30警庁訓11 ]

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 [ 平15.4.22警庁訓7 ]

この訓令は、平成15年4月22日から施行する。

附 則 [ 平16.4.1警庁訓7 ]

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 [ 平18.4.26警庁訓6 ]

1 この訓令は、平成18年5月1日から施行する。

2 人事院規則16 - 4 ( 補償及び福祉事業の実施 ) の一部を改正する人事院規則 ( 人事院規則16 - 4 - 24 ) 附則第2項が適用される場合においては、この訓令による改正後の警察庁の職員及び地方警務官の災害補償の実施に関する訓令第9条の2の規定及び別記様式第6号の3にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 [ 平19.10.1警庁訓10 ]

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

#### 別表 ( 第2条の2関係 )

組織区分		官職
警察庁内部部局		課長 ( 課長に準ずる職を含む。 )
警察大学校		教務部長
科学警察研究所		総務課長
皇宮警察本部		課長、学校長及び護衛署長
管区警察局	内部部局	課長
	管区警察学校	庶務部長
	府県情報通信部	部長
東京都警察情報通信部		課長及び多摩通信支部長
北海道警察 情報通信部	内部部局	課長
	方面情報通信部	部長
都道府県警察		警視総監又は警察本部長の指定する者

警察庁の職員及び地方警務官の災害補償の実施に関する訓令の一部を改正する訓令案新旧対照条文  
警察庁の職員及び地方警務官の災害補償の実施に関する訓令（昭和30年警察庁訓令第20号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
<p>第9条 長官又は管区警察局長等は、規則16-4第21条の規定による外科後処置、補装具、アフターケア又はホムヘルプサービスの申請を承認した場合には別記様式第6号の書面により、承認しなかつた場合にはその理由を付した書面により、職員に通知するものとする。</p> <p>第9条の2 規則16-4第22条の3、第22条の4第3項、第22条の6第2項、第22条の9第2項、第23条、第23条の2第2項、第23条の3、第24条の2第2項及び第26条第2項の規定により通知する場合においては、次の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる事項については、それぞれ当該右欄に掲げる別記様式によるものとする。</p>			<p>第9条 長官又は管区警察局長等は、規則16-4第21条の規定による外科後処置、補装具、<u>休養</u>、アフターケア又はホムヘルプサービスの申請を承認した場合には別記様式第6号の書面により、承認しなかつた場合にはその理由を付した書面により、職員に通知するものとする。</p> <p>第9条の2 規則16-4第22条の3、第22条の4第3項、第22条の6第2項、第22条の9第2項、第23条、第23条の2第2項、第23条の3、第24条の2第2項及び第26条第2項の規定により通知する場合においては、次の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる事項については、それぞれ当該右欄に掲げる別記様式によるものとする。</p>		
規則16-4第22条の3 又は第22条の4第3項	外科後処置、 <u>リハビリテーション</u> 、 <u>アフターケア</u> 若しくはホムヘルプサービスの費用又は旅行費の支払金額の決定通知	別記様式第6号の2	規則16-4第22条の3 又は第22条の4第3項	外科後処置、 <u>リハビリテーション</u> 、 <u>休養</u> 、 <u>アフターケア</u> 若しくはホムヘルプサービスの費用又は旅行費の支払金額の決定通知	別記様式第6号の2
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
規則16-4第26条第2項	外科後処置、 <u>リハビリテーション</u> 、 <u>アフターケア</u> 若しくはホムヘルプサービスの費用、休業 援護金、奨学援護金、就労保育援護 金、傷病特別支給金、障害特別支給 金、遺族特別支給金、障害特別援護 金、遺族特別援護金、傷病特別給付 金、障害特別給付金、遺族特別給付 金、障害差額特別給付金、長期家族 介護者援護金又は旅行費の支払金額 の決定通知	別記様式第6号の8	規則16-4第26条第2項	外科後処置、 <u>リハビリテーション</u> 、 <u>休養</u> 、 <u>アフターケア</u> 若しくはホムヘルプサービスの費用、休業 援護金、奨学援護金、就労 保育援護金、傷病特別支給金、障害 特別支給金、遺族特別支給金、障害 特別援護金、遺族特別援護金、傷病 特別給付金、障害特別給付金、遺族 特別給付金、障害差額特別給付金、 長期家族介護者援護金又は旅行費の 支払金額の決定通知	別記様式第6号の8

(金融機関の届出等)

第10条の2 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金を金融機関で受け取ることを希望する者は、別記様式第8号の書面により長官又は管区警察局長等に届け出なければならない。  
 2 前項の規定による届出をした者が、届出に係る金融機関を変更する場合には、すみやかに別記様式第8号の2の書面により長官又は管区警察局長等に届け出なければならない。

様式第6号(第8条、第9条関係)

福祉事業承認通知書

通知年月日	年 月 日	通知番号	第 号
請求者 住所 氏名 殿	(実施機関の長又はその委任を受けた者の官職氏名)  印		
下記のとおりに承認したので通知します。			
福祉事業の種類	補装具(支給 再支給 修理) 外科後処置 リハビリテーション アフターケア ホームヘルプサービス 旅行費		
内 容			
期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間		
施設、事業者等の名称及び所在地			

(郵便局等の届出等)

第10条の2 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金を郵便局又は別に定める金融機関(以下「郵便局等」という。)で受け取ることを希望する者は、別記様式第8号の書面により長官又は管区警察局長等に届け出なければならない。  
 2 前項の規定による届出をした者が、届出に係る郵便局等を変更する場合には、すみやかに別記様式第8号の2の書面により長官又は管区警察局長等に届け出なければならない。

様式第6号(第8条、第9条関係)

福祉事業承認通知書

通知年月日	平成 年 月 日	通知番号	第 号
請求者 住所 氏名 殿	(実施機関の長又はその委任を受けた者の官職氏名)  印		
下記のとおりに承認したので通知します。			
福祉事業の種類	補装具(支給 再支給 修理) 外科後処置 <u>休養</u> リハビリテーション アフターケア ホームヘルプサービス 旅行費		
内 容			
期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間		
施設、事業者等の名称及び所在地			

様式第6号の2（第9条の2関係）  
外科後処置等の支払金額決定通知書

通知年月日	年 月 日	通知番号	第 号
請求者 住所 _____ 氏名 _____ 殿		（実施機関の長又はその委任を受けた者の官職氏名） _____ 印	
下記のように決定したので通知します。			
福祉事業の種類	支払金額	福祉事業の種類	支払金額
外科後処置	_____ 円	ホームヘルプサービス	_____ 円
リハビリテーション	_____ 円	旅行費	_____ 円
アフターケア	_____ 円		
合 計		円	
備 考			

様式第6号の2（第9条の2関係）  
外科後処置等の支払金額決定通知書

通知年月日	平成 年 月 日	通知番号	第 号
請求者 住所 _____ 氏名 _____ 殿		（実施機関の長又はその委任を受けた者の官職氏名） _____ 印	
下記のように決定したので通知します。			
福祉事業の種類	支払金額	福祉事業の種類	支払金額
外科後処置	_____ 円	アフターケア	_____ 円
休 養	_____ 円	ホームヘルプサービス	_____ 円
リハビリテーション	_____ 円	旅行費	_____ 円
合 計		円	
備 考			

様式第6号の8(第9条の2関係)  
未支給の福祉事業の支払金額決定通知書

通知年月日	年 月 日	通知番号	第 号
請求者 住所 _____ 氏名 _____ 殿		(実施機関の長又はその委任を受けた者の官職氏名) _____ 印	
下記のように決定したので通知します。			
未支給の福祉事業の種類	支払金額	未支給の福祉事業の種類	支払金額
外科後処置	円	遺族特別支給金	円
リハビリテーション	円	障害特別援護金	円
アフターケア	円	遺族特別援護金	円
ホームヘルプサービス	円	傷病特別給付金	円
休業援護金	円	障害特別給付金	円
奨学援護金	円	遺族特別給付金	円
就労保育援護金	円	障害差額特別給付金	円
傷病特別支給金	円	長期家族介護者援護金	円
障害特別支給金	円	旅行費	円
合 計		円	
備考			

様式第6号の8(第9条の2関係)  
未支給の福祉事業の支払金額決定通知書

通知年月日	平成 年 月 日	通知番号	第 号
請求者 住所 _____ 氏名 _____ 殿		(実施機関の長又はその委任を受けた者の官職氏名) _____ 印	
下記のように決定したので通知します。			
未支給の福祉事業の種類	支払金額	未支給の福祉事業の種類	支払金額
外科後処置	円	遺族特別支給金	円
休 養	円	障害特別援護金	円
リハビリテーション	円	遺族特別援護金	円
アフターケア	円	傷病特別給付金	円
ホームヘルプサービス	円	障害特別給付金	円
休業援護金	円	遺族特別給付金	円
奨学援護金	円	障害差額特別給付金	円
就労保育援護金	円	長期家族介護者援護金	円
傷病特別支給金	円	旅行費	円
障害特別支給金	円		
合 計		円	
備考			

様式第 8 号 (第10条の 2 関係)

補償年金受給金融機関届出書

(実施機関の長又はその委任を受けた者の官職氏名)  ----- 殿	届出年月日	年 月 日
	年金証書の番号	第 号
傷病 傷害補償年金を下記において受け取りたいので届け出ます。 遺族	受給権者	
	住所 -----	
(金融機関名)  ----- 銀行 本店 支店	所在地 -----	
	口座名	当座預金 普通預金
備考		口座番号 -----
備考		氏名 ----- (印)
届出受理年月日		年 月 日

(注) 届出者は、印の欄は記入しないこと。

(A4)

様式第 8 号 (第10条の 2 関係)

補償年金受給郵便局等届出書

(実施機関の長又はその委任を受けた者の官職氏名)  ----- 殿	届出年月日	平成 年 月 日
	年金証書の番号	第 号
傷病 傷害補償年金を下記において受け取りたいので届け出ます。 遺族	受給権者	
	住所 -----	
(金融機関名)  ----- 銀行 本店 支店	郵便局 所在地 -----	
	口座名	当座預金 普通預金
備考		口座番号 -----
備考		氏名 ----- (印)
届出受理年月日		平成 年 月 日

(注) 1 届出者は、郵便局又は金融機関のいずれかを記入すること。

2 届出者は、印の欄は記入しないこと。

(A4)

様式第 8 号の 2 ( 第 10 条の 2 関係 )

補償年金受給金融機関変更届出書

( 実施機関の長又はその委任を受けた者の官職氏名 )  ..... 殿  傷病 傷害補償年金の受取を下記 遺族 とおり変更したいので届け 出ます。	届出年月日	年 月 日
	年金証書の番号	第 号
受給権者		
住所 .....		
氏名 ..... (印)		
変 更 前		
( 金融機関名 )	( 金融機関名 )	
..... 銀行 本店 支	..... 銀行 ..... 本店 支	
	所在地 .....	
	口座名 当座預金 普通預金	
	口座番号 .....	
備 考		
届 出 受 理 年 月 日		
年 月 日		

( 注 ) 届出者は、 印の欄は記入しないこと。

( A 4 )

様式第 8 号の 2 ( 第 10 条の 2 関係 )

補償年金受給郵便局等変更届出書

( 実施機関の長又はその委任を受けた者の官職氏名 )  ..... 殿  傷病 傷害補償年金の受取を下記 遺族 とおり変更したいので届け 出ます。	届出年月日	平成 年 月 日
	年金証書の番号	第 号
受給権者		
住所 .....		
氏名 ..... (印)		
変 更 前		
	郵便局	
	所在地	
( 金融機関名 )	( 金融機関名 )	
..... 銀行 本店 支	..... 銀行 ..... 本店 支	
	所在地 .....	
	口座名 当座預金 普通預金	
	口座番号 .....	
備 考		
届 出 受 理 年 月 日		
平成 年 月 日		

( 注 ) 届出者は、 印の欄は記入しないこと。

( A 4 )